

健保連 20-010

2020年4月28日

日本発条健康保険組合

日本発条健康保険組合 加入者の皆様へ

人間ドック・家族健診の受診について

厚生労働省から2020年4月17日付にて「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた特定健診^{※1}、特定保健指導等における対応について(改訂)」が発出されました。

これにより緊急事態宣言の対象が全国に広がり、全国の加入者(被保険者及び被扶養者)の人間ドック・家族健診、特定保健指導を緊急事態宣言の期間中、控えるよう指導がありました。

当健保組合でも、人間ドック、家族健診の受診に関し、少なくとも緊急事態宣言期間中は受診を控えていただくことを加入者の皆様をお願いいたします。

健診機関においても健診そのもの中止、健診項目の見直し等を行っております。

今後も、健診機関等から人間ドック、家族健診等の中止、延期などの連絡が入る可能性があります。

当健保組合では、受診申請期間、受診期間をともに延長しております(下記参照)。

緊急事態宣言期間中の受診は控え、別日に予約されることを強くお勧めいたします。

健診名	受診申請期間	受診期間
人間ドック	設定なし	2021年3月31日まで
	※各事業所で独自の申請期間・受診期間を設定している場合があります。 詳細は、ご所属事業所の担当者にお問い合わせください。	
家族健診	2020年7月22日まで	2021年3月31日まで

「家族健診」の詳細につきましては、当健保組合ホームページをご覧ください。

参照ホームページ先/<https://www.nippatsu-kenpo.or.jp/health/h02.html>

※1 人間ドック、家族健診を指します。

なお、被保険者の定期健診、レディス健診等は事業所の所轄となりますので、事業所にご確認ください。

以上